

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/">http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務であって規則で定めるもの(奨学のための給付金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		香川県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1の5
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	香川県奨学のための給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、高校生等が属する生活保護受給世帯又は市町村民税所得割額非課税世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的として、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日 文部大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の国庫補助基準及び事務処理等について(平成27年4月10日付け26文科初第1423号)に基づき、知事が予算の範囲内において支給する香川県奨学のための給付金(以下「給付金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		香川県奨学のための給付金支給要綱